

島根県医師会特別福祉費給付内規

1. 特別福祉費とは、死亡弔慰金、休業見舞金及び退会記念品費の3種とする。
2. 所得割会費を納付しない会員には、特別福祉費の給付は行わない。ただし、過去に所得割会費を納付した会員には給付する。
3. 死亡弔慰金は、所得割会費納付の額に準じて支給し、その額は理事会で決定する。
4. 休業見舞金は、休業期間1カ月以上に及んだ場合、次により支給する。
 - (1) 支給の額は、100,000円とする。ただし、同一疾病による休業見舞金は1回限りとする。
 - (2) 該当者には、所属郡市医師会長の申請（診断書添付）に基づき支給する。
5. 退会記念品費は、会員が退会する際に贈るもので、原則として死亡弔慰金に準じ、その額は理事会で決定する。

附 則

(施行期日)

本内規は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。